

共同防火管理協議事項

年 月 日作成

共同防火管理協議会規約（会則）

（協議会の設置）

第1条 この会は、_____の所有者・賃貸者等管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）の協議により、消防法第8条の2第1項に基づく統括防火管理者を選任し、建物全体についての共同防火管理業務を円滑に運営するため、別添1の構成員をもって_____共同防火管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（適用範囲）

第2条 この協議事項は、_____に勤務・出入りし、又は居住する全ての者のほか、防火管理業務を委託している場合は、当該受託者に対しても適用する。

（事務局）

第3条 協議会の事務局は、_____に置く。

（協議会の任務）

第4条 協議会は、次の事項について協議し決定するものとする。

- (1) 統括防火管理者の選任及び承認に関すること。
- (2) 消防法施行規則第3条の3に規定された、統括防火管理者の資格を有する者であるための次の要件の実施に関すること。
 - ア 建物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するため、各事業所に対して共用部分の物件撤去や全体の訓練参加促進等の指示権を含む必要な権限の付与
 - イ 建物全体についての防火管理上必要な業務の内容についての説明
 - ウ 建物の位置、構造及び設備の状況その他建物全体についての防火管理上必要な事項についての説明
- (3) 選任した統括防火管理者が作成又は変更した、全体についての消防計画の内容に係る審議及び承認に関すること。
- (4) 自衛消防組織の整備と訓練及び教育方法に関すること。
- (5) 地震、警戒宣言発令時における対応に関すること。
- (6) その他建物全体についての防火管理に関し必要な事項

（代表者）

第5条 この協議会の代表者は_____とする。

（又は、管理権原者の互選により選任する。）

(代表者の任務)

第6条 代表者は協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 代表者は、管理権原者と相互の意志の疎通を図り、統括防火管理者に対しては防火管理上必要な指示、命令をすることができるほか、統括防火管理者からの報告等を受けた場合は防火管理上必要な措置を講じなければならない
- 3 代表者は、次に掲げる変更があった場合、管理権原者を代表して遅滞なく消防機関に届出を行う。
 - (1) 協議会の構成員を変更したとき（管理権原の変更を伴わない、人事異動等による構成員の交代のみの場合を除く。）
 - (2) 協議会の代表者又は統括防火管理者を変更したとき
 - (3) 全体についての消防計画を変更したとき

(統括防火管理者)

第7条 第4条の協議により選任した統括防火管理者に対する、同条第1項第2号アの権限付与は、別添2「統括防火管理者業務範囲表」の記載事項を実行するにあたり、必要な権限について付与する。

- 2 同条第1項第2号イ及びウの説明は、別添2及び別添3「防火対象物実態把握表」を統括防火管理者に交付することにより実施する。

(会の開催)

第8条 協議会の開催は、定例会及び臨時会とする。

- (1) 定例会は 月 日とする。
- (2) 臨時会は代表者が必要と認めるとき（又は管理権原者の過半数から要請があった場合等）とする。

(経費の分担)

第9条 協議会において経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し経費の分担を定めるものとする。

附 則

この協議事項は 年 月 日から施行する。

別添 2 統括防火管理者業務範囲表

業務分類	業務内容	統括防火管理者確認欄
全体についての 消防計画作成、 変更及び届出	消防法施行規則第4条に規定する事項について定めた計画を作成し、管理権原者の確認を経て消防機関に届け出るとともに、消防訓練の結果等を踏まえ、都度見直しを図ること。	
各事業所の防火 管理者及び防火 管理業務受託者 への指示、報告	共用部分に存置された物件の撤去を指示すること。	
	全体の消防訓練への参加を促すこと。	
	その他防火管理上必要な事項について指示又は報告すること。	
訓練	消火、通報及び避難訓練を計画・実施し、実施結果について検討すること。	
点 検	自主点検 消防用設備等の位置や操作障害等の確認 (消火器の設置状況、屋内消火栓箱前の物件の有無等)	
	建物構造等の確認 (増改築の有無、非常用出入口の確保等)	
	避難上必要な施設の管理状況の確認 (通路幅員の確保、避難障害となる物件の有無等)	
	防火設備等の作動状況の確認 (作動不良の有無、閉鎖障害となる物件の有無等)	
	内装材及び防災物品の使用状況の確認 (壁紙の不燃材料等、カーテン、じゅうたん等)	
	ちゅう房設備及び暖房器具等の使用状況の確認 (可燃物品からの距離、グリスフィルター等の清掃の有無等)	
	変電設備及び電気器具の使用状況等の確認 (周囲の状況、タコ足配線による過負荷等)	
	少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所等の管理状況の確認 (品名・数量、漏れの有無等)	
	法定点検 点検実施時期、結果報告及び不備欠陥の改修 (立会い、不備欠陥の改修計画作成及び事業所への指導等)	
	建物及び建築設備の定期調査・検査報告【建築基準法第12条】 (有資格者による防火戸、排煙設備、昇降機等の検査)	
	消防用設備等の点検報告【消防法第17条の3の3】 (年2回、有資格者による点検)	
	防火対象物点検報告【消防法第8条の2の2】 (管理権原ごとに、有資格者により年1回実施)	
	防災管理点検報告【消防法第36条】 (管理権原ごとに、有資格者により年1回実施)	

業務分類	業務内容	統括防火 管理者 確認欄
出火防止	喫煙、暖房器具等の火気管理対策、危険行為の監督	
	施錠や可燃物の整理等、日常の放火防止対策	
避難安全の確保	廊下、階段等の避難施設の管理、防火設備の管理	
	催物等、混雑が予想される場合の収容人員の適正管理	
自衛消防組織	消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織設置義務対象物に該当の場合、統括管理者との連携	
	火災等の災害発生時に活動し、事業所従業員等で構成する自衛消防組織の編成、任務分担の付与、装備品の保管	
	災害発生時の活動指揮	
震災対策	ハザードマップの確認、備蓄品確保等の事前準備	
	被害状況の把握、帰宅困難者対策等	
教育指導	従業員及び新入社員等に対する防火・防災教育	
消防機関 との連絡	法令に定める各種届出、訓練の通報等	
	災害発生時の消防隊の案内誘導	
	各種届出を保管する防火管理維持台帳の管理	
そ の 他		

※ 統括防火管理者確認欄は、該当する項目に○印を記入する。

別添 3 防火対象物実態把握表

	項目	内 容		統括防火 管理者 確認欄
防火対象物の構造等	面 積	建 延	m ² m ²	
	階 層	地上 階	地下 階	
	全 体 の 用 途	項		
	建 物 構 造	耐火	準耐火 防火	その他
	直 通 階 段	屋内	本 屋外	本
	建 物 内 事 業 所 数			
	収 容 人 員			
所有・防火管理状況	建 物 所 有 状 況	法 人 名		
		職 氏 名		
		所有形態 単独・共有・区分所有・その他()		
	防火(防災)管理業務 の 一 部 委 託 状 況	防火(有・無) 防災(有・無)		
訓 練 実 施 状 況	委 託 内 容			
火気の使用・管理状況	裸 火 の 使 用	直近実施日: 年 月 日実施		
		使用場所等		
	危 険 物 及 び 指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 ・ 取 扱	使用設備等		
		保管場所		
		品名・数量等		
	喫 煙 管 理	届出・許可等 年 月 日		
		喫煙場所		
吸殻処理方法				
消 防 用 設 備 等 の 状 況 (1)	点 検 状 況	直近点検実施日 年 月 日実施		
		消防機関報告日 年 月 日報告		
	設 置 状 況 ※ 設置有無欄について、一部でも設置されてい れば○を記入。 なお、自主設置の場合は「自主」、特例適用により免除されている場合は「特例」と記入する。	消 防 用 設 備 等 名 称		設 置 有 無
		消火器		
		屋内消火栓設備		
		スプリンクラー設備		
		水噴霧消火設備		
		泡消火設備		
		不活性ガス消火設備		
		ハロゲン化物消火設備		
粉末消火設備				
屋外消火栓設備				
動力消防ポンプ設備				

	項 目	内 容		統括防火 管理者 確認欄
		消防用設備等名称	設置有無	
消 防 用 設 備 等 の 状 況 (2)	設 置 状 況	自動火災報知設備		
		漏電火災警報器		
		消防機関へ通報する火災報知設備		
		非常ベル		
		非常放送設備		
		避難器具		
		誘導灯		
		消防用水		
		排煙設備		
		連結散水設備		
		非常コンセント設備		
		無線通信補助設備		
	維持管理責任範囲	※ 該当する□をチェックする。	<input type="checkbox"/> 全て所有者側で実施	
<input type="checkbox"/> 専有部分の維持管理は事業所側で実施				
<input type="checkbox"/> 専有部分の軽微な改修は事業所側で実施				
<input type="checkbox"/> その他 ()				

※ 統括防火管理者確認欄は、該当する項目に○印を記入する。